

呉市教育委員会議題
(平成31年4月26日定例会)

呉市教育委員会

平成31年4月26日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第4号 寄附受納について
- 4 報告第5号 呉市いじめ問題調査委員会の開催状況について
- 5 教議第13号 「教育委員会事務点検・評価（平成30年度事務事業対象）」の実施について
- 6 教議第14号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 7 教議第15号 呉市立学校教職員服務規程及び呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について
- 8 教議第16号 呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 9 教議第17号 呉市重要文化財の指定について（財崎神社本殿）
- 10 教議第18号 呉市重要文化財の指定について（多賀雄神社の社叢）
- 11 教議第19号 呉市立小学校及び呉市立中学校の統合について 【非公開】
- 12 教議第20号 呉市立小学校及び呉市立中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【非公開】
- 13 教議第21号 臨時代理の承認について（職員人事） （人事案件）【秘密会】
- 14 教議第22号 臨時代理の承認について（附属機関の委員の委嘱） （人事案件）【秘密会】
- 15 教議第23号 臨時代理の承認について（教職員人事） （人事案件）【秘密会】

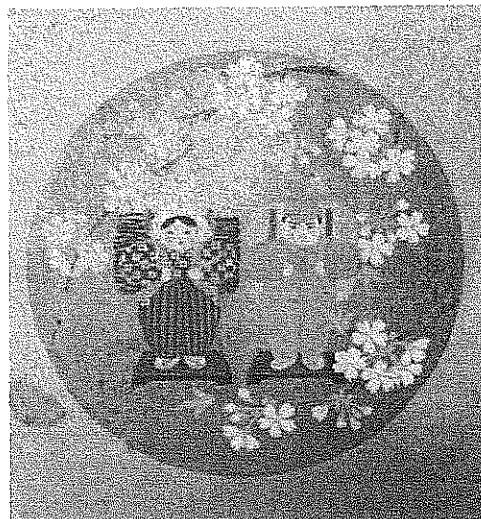
寄附受納について

文化振興課

呉市立美術館の美術品として、次のとおり寄附申込があったので、これを受納した。

No.	寄附申込者	分類	作者	題名	評価額(円)	受納年月日
1	川本 恵美子	日本画	谷口 仙花 たにぐち せんか	戦捷の春	20,000	H31.3.25
2	株式会社 呉英製作所	石彫	湯村 光 ゆむら ひかる	Vertical Wave	5,400,000 (設置費込6,156,000)	H31.3.29
3			舟越 保武 ふなこし やすたけ	R嬢	5,400,000	H31.3.29
合計					10,820,000 (設置費込11,576,000)	

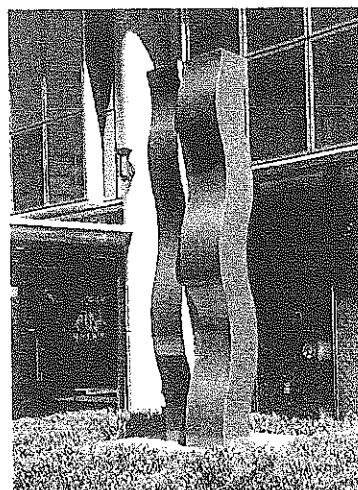
寄附作品



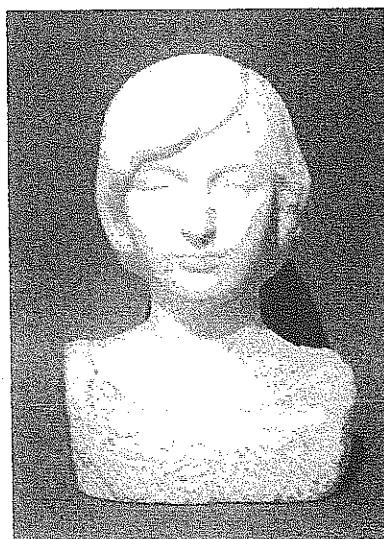
1. 谷口仙花 《戦捷の春》



2. 湯村光 《Vertical Wave》



【参考作品】湯村光 《双》
(兵庫県信用保証協会)



3. 舟越保武 《R嬢》

谷口仙花 略歴

- 1910(明治43)年 8月2日、東京に生まれる。本名・富美枝。
- 1930(昭和5)年 川端龍子に師事。第2回青龍社展で《麥秋》が初入選。
- 1931(昭和6)年 女子美術専門学校高等科日本画部卒業。
- 1935(昭和10)年 第7回青龍社展で《装ふ人々》がY氏賞。
- 1936(昭和11)年 第8回青龍社展で《海の憩ひ》《山の憩ひ》がY氏賞。
- 1939(昭和14)年 東京・銀座紀伊國屋で第1回個展を開催。この頃から雅号を仙花とする。
- 1942(昭和17)年 四谷で能を鑑賞し感銘を受ける。以後、能に傾倒していく。
- 1944(昭和19)年 船田玉樹と結婚。11月頃、船田玉樹の郷里・吳市へ疎開。
- 1946(昭和21)年 新憲法公布記念絵画公募展で知事賞。
- 1949(昭和24)年 第1回広島美術展覧会で船田玉樹とともに審査員。第5回展まで続ける。
- 1953(昭和28)年 船田玉樹と離婚。第4回埼玉県美術展工芸の部で《観音》が知事賞。
- 1955(昭和30)年 米国籍のチャールズ・ジューザー・ウメムラと結婚、渡米。
- 2001(平成13)年 ロサンゼルスで死去、91歳。

湯村 光 略歴

- 1948(昭和23)年 鳥取県に生まれる。
- 1971(昭和46)年 東京藝術大学彫刻家卒業。渡仏、国立パリ美術学校に留学(72年まで)。
- 1983(昭和58)年 第10回現代日本彫刻展・神戸須磨離宮公園賞(隔年開催、第12回・神奈川県立美術館賞、第13回・宇部興産株式会社賞、第14回・東京国立近代美術館賞/埼玉県立近代美術館賞)
- 1985(昭和60)年 第4回ヘンリー・ムーア大賞展、優秀賞受賞(隔年開催、第5回・優秀賞)
- 1986(昭和61)年 第5回安田火災美術財団奨励賞展、優秀賞(第10回・銀賞)
第10回神戸須磨離宮公園現代彫刻展・土方定一記念賞(隔年開催、第11回・京都国立近代美術館賞)
- 1993(平成5)年 第24回中原悌二郎展・優秀賞
- 2000(平成12)年 第5回倉吉緑の彫刻賞受賞(その他、個展・グループ展多数開催)

舟越保武 略歴

- 1912(大正元)年 岩手県に生まれる。
- 1939(昭和14)年 東京美術学校彫刻科塑像部卒業。新制作派教会彫刻部の創立に参加。
独学で大理石彫刻を始める。
- 1950(昭和25)年 家族全員でカトリック教会にて洗礼を受ける。
- 1962(昭和37)年 長崎市西坂公園の《長崎26殉教者記念像》が第5回高村光太郎賞を受賞。
- 1967(昭和42)年 東京藝術大学教授となる。(1980年定年退官)
- 1972(昭和47)年 《原の城》により第3回中原悌二郎賞を受賞、同作をローマ法王庁に寄贈。
- 1973(昭和48)年 ローマ法王庁から勲章(大聖グレゴリオ騎士団長)を受章。
- 1978(昭和53)年 芸術選奨文部大臣賞受賞
- 1980(昭和55)年 多摩美術大学教授となる。(1983年退官し、客員教授となる。)
- 1987(昭和62)年 脳梗塞で倒れる。以後、左手で制作。
- 1999(平成11)年 文化功労者表彰(その他、新制作展を中心に公募展・個展等多数開催)
- 2002(平成14)年 逝去

呉市いじめ問題調査委員会の開催状況について

学校安全課

1 事案について

(1) 対象生徒 平成31年3月に呉市立中学校を卒業した男子生徒

(2) 事案の概要

平成29年11月下旬（2年時），昼休憩中，同級生の男子生徒7名が，対象生徒のベルトを外し，ズボンを脱がしたり，下着を脱がしたりした。

(3) 対象生徒の状況

ア 欠席日数（事案後）は，13日である。うち9日間は，平成30年4月18日に，対象生徒の保護者が，登校している対象生徒を家に連れて帰り，翌4月19日から5月2日までの9日間，連続して欠席した。

イ 平成30年6月中旬，対象生徒が担任に対し，夜眠れない状態であることを話した。その後も対象生徒は眠れない状態が続き，心療内科を受診し，平成31年3月の時点で治療中であると聞いている。

(4) これまでの取組

学校と教育委員会は，対象生徒の保護者と連携し，理解と協力をお願いしながら，対象生徒の心のケアや進路の実現に向けて取り組んできた。

しかしながら，対象生徒とその保護者が学校と教育委員会の対応に不信感を持っており，解決に時間がかかっている。

(5) 重大事態としての対応について

学校と教育委員会は，本事案をいじめ事案として認知し，対応してきた。平成30年6月に対象生徒の保護者が，いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」に当たるのではないかとの申立てを受け，対象生徒からの十分な聴き取りができてなかったことや，第三者委員会を立ち上げて調査することが対象生徒の負担になることを考慮しながら検討をしていた。

しかしながら，事案が生起して1年以上が経過した時点において，解決の目途が立っていないことを踏まえて，平成31年1月17日に重大事態が発生したものとして，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則った対応を行うこととし，第三者委員会（呉市いじめ問題調査委員会）に，調査及び報告を依頼することとした。

《参考1》いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，（略）当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

《参考2》いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）

被害児童生徒や保護者から，「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

2 本事案に係る保護者説明会について

(1) 日 時 平成31年3月31日(日) 19:00~20:15

(2) 場 所 対象生徒が在籍していた中学校の体育館

(3) 対 象 同中学校の全保護者(卒業した3年生の保護者も含む。)

(4) 説明内容等

- ア 事案について
- イ これまでの取組について
- ウ 第三者委員会による調査について
- エ いじめの未然防止に向けた取組について
- オ 質疑応答

3 第三者委員会(呉市いじめ問題調査委員会)について

(1) 呉市いじめ問題調査委員会委員(5名)

委員長 向笠 章子(学識経験者)
副委員長 相原新太郎(弁護士)
委員 寺本 勝哉(医師)
委員 新宅千絵子(臨床心理士)
委員 二川 英二(社会福祉士)

(2) 呉市いじめ問題調査委員会の開催状況

◆ 第1回

ア 日 時 平成31年4月10日(水) 14:00~16:35

イ 場 所 呉市役所851会議室

ウ 内 容

- (ア) 委員長、副委員長の選出
- (イ) 教育長が、調査の依頼文書を手交
- (ウ) 事務局説明(本委員会の位置づけ、事案の概要対応の経緯等)
- (エ) 本事案に係る調査についての協議

エ その他

(ア) 本委員会は非公開で開催

(イ) 本委員会終了後、教育長及び副委員長が、報道関係者からの取材に応じた。

(ウ) 調査の方法等については、結論に至らず、改めて協議することとなった。

◆ 第2回

ア 日 時 平成31年4月18日(木) 15:00~16:36

イ 場 所 呉市役所752会議室

ウ 内 容

- (ア) 本事案に係る調査についての協議(調査の目的、調査事項、調査方法等)

エ その他

(ア) 本委員会は非公開で開催

(イ) 本委員会冒頭において、委員長と副委員長が報道関係者による撮影に応じた。

また、終了後に、教育長及び委員長が報道関係者からの取材に応じた。

(ウ) 調査の方法等については、結論に至らず、改めて協議することとなった。

(エ) 次回(予定)は、平成31年5月9日(木)に呉市役所で開催

教議第13号

「教育委員会事務点検・評価（平成30年度事務事業対象）」の実施について

教育総務課

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別紙の実施方針に基づき、平成30年度事務事業を対象とする教育委員会事務点検・評価を実施します。

「教育委員会事務点検・評価（平成30年度事務事業対象）」実施方針

1 基本方針（根拠）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられていることから、以下の要領で点検・評価を行い、報告書を作成する。

2 実施方針

(1) 点検・評価の対象（対象課題）

平成31年度当初において各課が重点課題（事業）と位置づけているものから抽出する。

※対象課題については、昨年度実施分と「同一・新規」を問わない。

対象課題については、「第4次呉市長期総合計画後期基本計画」や「呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「各レビュー」で取り組む代表的な施策に関連した取組・事業を優先し選定すること。

なお、関連事業のない課においては、単なる事務改善にとどまらず、課内の懸案事項やサービス向上につながる案件を検討し、選定すること。

(2) 点検・評価の内容及び方法

各課が抽出した対象課題ごとに、次の内容を明らかにし、点検・評価（分析）を行う。

①点検項目の位置付け・根拠

②点検項目の概要

③投入資源・活動実績

④学識経験者の意見

⑤担当課の評価（評価結果、今後の方向性）

※対象課題に対して取り組んだ平成30年度事業について点検・評価（分析）を行うことで、課題等の洗い出しを進め、次年度以降の効果的な取組に繋げていく。

※「課題解決のためにどんな取組を行ったのか（活動実績）」、「その結果どうだったのか（自己評価・点検）」、「何故うまくいかなかったのか、何が足りなかつたのか（現在の課題と課題解決の取組）」という視点（流れ）で点検・評価を行う。

(3) 報告書の作成

各課が点検・評価を行った結果について報告書を作成する（教育総務課において最終取りまとめ）。

3 留意点

今年度も、呉市長期総合計画等にあげている重点事業を優先し、その連動性の確保に留意する。

※対象課題を長期総合計画等と関連付けることにより（2(1)参照）、真に重要な課題抽出を推進するとともに、呉市政策決定システム等に本事業を有効活用（連動）していくことで、本事業自体の位置付け・役割を明確化する。

例）本事業に長期総合計画の進行管理の意味を持たせる

本事業を通じて次年度予算要求の可否を検討するなど

4 実施スケジュール（案）

平成28年	定例教育委員会・議会等スケジュール	各担当課・事務局内スケジュール
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施方針・スケジュールの決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">対象課題の確定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■4月定例教育委員会(テーマ報告等)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">各課照会(作成依頼)</div>
5月		<p style="text-align: center;">↓</p> <p>※各課回答締切 ※素案の取りまとめ（確認・修正）</p>
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学識経験者意見聴取</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">素案の完成</div>
7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■7月臨時教育委員会(意見交換)</div>	<p style="text-align: center;">→</p> <p>※学識経験者意見の取りまとめ</p>
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■8月定例教育委員会(承認)</div>	<p style="text-align: center;">→</p> <p>※教育委員意見の取りまとめ</p>
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">議会提出(9月議会初日)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ホームページに掲載</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">報告書(最終案)の完成</div>

5 報告書構成

I はじめに	
1 点検及び評価の趣旨	
2 点検及び評価の方法	
3 点検及び評価の対象	
4 知見の活用	
II 呉市教育委員会の概要	
1 教育委員会委員	
2 教育委員会会議	
3 研修会等への参加状況	
III 点検及び評価の結果	
1 教育総務課	
(1) ○○○○事業	
(2) ○○○○の推進	
(3) ○○○○の推進	
2 学校施設課	
(1) ○○○○の整備・充実	
(2) ○○○○の円滑な実施	
(3) ○○○○の推進	
3 学校教育課	
(1) ○○○○の推進	
(2) ○○○○の円滑な実施	
(3) ○○○○の推進	
(以下省略)	

平成31年度点検・評価シート

評価対象年度

平成30年度

整理番号		部課G名	
点検項目		1次評価者	
		作成年月日	

1 点検項目の位置付け・根拠

予算科目	会計	総合計画等	<input type="checkbox"/> 総合計画 重点プロジェクト
	款		<input type="checkbox"/> 地方創生関連
	項		<input type="checkbox"/> 合併建設計画
	目		<input type="checkbox"/> 過疎地域自立促進計画
	事業		<input type="checkbox"/> 呉市アウトソーシング推進計画
	細事業		<input type="checkbox"/> 呉市公共施設再配置計画 1次 <input type="checkbox"/> 2次 <input type="checkbox"/> 3次
事業類型	<input type="checkbox"/> 法定受託事務	事業開始年度	
	<input type="checkbox"/> 国の法令・県条例により義務付けられているもの	実施根拠(法令、条例、個別計画等)	
	<input type="checkbox"/> 市任意事務		

2 点検項目の概要

(1) 対象 誰・何を対象に					
(2) 事業概要 (事業内容) 手段・方法・年次計画など					
(3) 実施方法 <input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理者 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> その他					
(4) 意図・目的 対象をどのような状態にしたいのか			(5) 成果指標 指標名と説明		

3. 投入資源・活動実績

	区分	単位	H28(決算)	H29(決算)	H30(決算)	H31(R1 予算)	R2(試算)
事業費 投入資源	財源内訳	国庫支出金 ① 千円					
		県支出金 ② 千円					
		地方債 ③ 千円					
		その他 ④ 千円					
		一般財源 ⑤ 千円					
人件費 人役	[A] (①+②+③+④+⑤) 千円		0	0	0	0	0
	正規職員(7,990千円/年) ① 人役						
	再任用職員(3,400千円/年) ② 人役						
	嘱託職員(2,168千円/年) ③ 人役						
	上記以外 ④ 千円						
活動実績	[B] ①×@7,990千円+②×@3,400千円+③×@2,168千円 千円		0	0	0	0	0
	フルコスト[A]+[B] 千円		0	0	0	0	0
	①						
	②						
	①						
成果指標	②						
	①						
特記事項	②						

4 学識経験者の意見

--

5 担当課の評価

(1)自己評価・点検	評価結果	
(2)現在の課題と課題解決の取組		
(3)今後の方向性 (見直しによる効果で数値化できるものがあれば併せて記載してください。)		

振返り項目	昨年度の今後の方向性(概要)	昨年度の方向性に対する取組状況
-------	----------------	-----------------

シートの問合先:○OG(担当) GL ○○(内****)

「教育委員会事務点検・評価(平成30年度事務事業対象)」対象課題一覧

課名	対象課題	
	昨年度	今年度
教育部	1 遠距離等通学児童生徒に対する支援	1 遠距離等通学児童生徒に対する支援
学校施設課	1 普通教室への空調設備の設置	1 小中学校のブロック塀対策
	2 学校施設の耐震化	
	3 中学校給食の実施	
学校教育課 ※市立吳含む。	1 小中一貫教育の推進	1 小中一貫教育の推進
	2 文化・芸術体験活動の推進	2 文化・芸術体験活動の推進
学校安全課	1 特別支援教育の推進	1 特別支援教育の推進
	2 生徒指導の充実	2 生徒指導の充実
	3 安全対策の推進	3 安全対策の推進
文化スポーツ部	1 青少年健全育成事業の推進	1 青少年健全育成事業の推進
	2 文化財の活用と管理	2 文化財の活用と管理
中央図書館	1 図書館サービスの向上	1 図書館サービスの向上
	2 適正な管理運営	2 適正な管理運営

対象事業数	H30 : 13テーマ	H31 : 11テーマ
-------	-------------	-------------

教議第14号

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和32年呉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第2号まで、様式第6号から様式第18号まで及び様式20号から様式第25号までの規定中「平成」を「令和」に改める。

様式第3号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に、「（平成 年 月 日生）」を「（平成（令和） 年 月 日生）」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成（令和） 年 月 日生」とあるのは、「年 月 日生」と読み替えるものとし、住民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

様式第4号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に、「平成 年 月 日生」を「平成（令和） 年 月 日生」に、「平成 年 月 日から平成 年 月 日まで」を「令和 年 月 日から令和 年 月 日まで」に改める。

様式第5号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に、「平成 年 月 日付け」を「令和 年 月 日付け」に、「平成 年 月 日生」を「平成（令和） 年 月 日生」に改める。

様式第19号中

「平 成 年 月 日 生」を「平 成 年 月 日 生」に、「平成 年 月 日生」を「平成（令和） 年 月 日生」に改める。

（
年 月 日
令 和 年 月 日
年 月 年
月 月 月
日 日 日
日 生 月 日
生」

年 月 日生」に改める。

様式第26号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に、

「
第 学年、氏名 (男、女)
生年月日 : 年 月 日生 (歳) を
」

「
第 学年、氏名 (男、女)
生年月日 : 平成(令和) 年 月 日生 (歳) に,
」

「
平成 年 月 日 () 時 分 を
」

「
令和 年 月 日 () 時 分 に改め、同様式備考 5 の
」

次に次のように加える。

6 生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成(令和) 年 月 日生」とあるのは、「年 月 日生」と読み替えるものとし、住民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

付 則

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

(提案理由)

元号を改める政令の公布に伴い、平成31年5月1日から「平成」の元号が新たな元号である「令和」に改められることから、所要の規定の整備等を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行により、天皇は平成31年4月30日限りで退位され、平成31年5月1日に皇嗣が即位されることに伴い、元号を改める政令（平成31年政令第143号）が公布され、平成31年5月1日から「平成」の元号が新たな元号である「令和」に改められるため、所要の規定の整備等を行うものです。

2 改正の内容

様式に表記されている元号である「平成」を「令和」に改めます。ただし、生年月日を規定する部分は「平成」の後に「（令和）」を追加します。

3 施行期日

平成31年5月1日

様式第3号(第12条関係)

保護者 氏 名 機	出 席 督 催 促 書
吳市教育委員会 國	
次の者は、出席状況が良好でないため、出席させてください。 なお、引き続いて出席させない場合には、学校教育法第144条(罰則)の規定 が適用されます。	
現住所 吳市立 児童(生徒) 氏 名	学校 学年 (平成(令和) 年 月 日生)

備考 生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成(令和) 年
月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとし、住
民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

様式第4号(第13条関係)

吳教委命第 号 令和 年 月 日	出席停止通知書
保護者 氏 名 機	吳市教育委員会 國
学校教育法第35条第1項及び第49条において適用する同法第35条第1項の規定に基づき、次のとおり出席を停止する。	
1 児童生徒氏名 2 住 所 3 学 校 名 4 学年及び組 5 保護者氏名 6 出席停止期間 7 出席停止の理由	平成(令和) 年 月 日

備考 生年月日に係る部分は、外國人の場合にあつては、「平成(令和) 年
月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとし、住
民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

「月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとし、
住民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

吳教安命令第 号	出席停止解除通知書	吳市教育委員会 國
令和 年 月 日		号の通知による出席停止について、 て、吳市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第13条第4項の規定 に基づき、令和 年 月 日付けをもつて、これを解除する。
令和 年 月 日付け	平成(令和) 年 月 日生	児童生徒氏名 住所 所 学 校 名 学年及び組 保護者氏名 出席停止解除理由

「平成（令和）年 生年月日」に係る部分は、外匯人の場合にあつては、
年

日生 久留美子著者によるものとし

は民謡の生年月日の記載方式により記載するものとする。

様式第7号（第16条関係）

令和	年	月	日
吳市教育委員会様			
名	学校長 氏		
休業日変更届	吳市立		
次のとおり、休業日を変更したいので、届け出ます。			
1 变更しようとする休業日	年	月	日
2 事由	年	月	日
3 行事の大要	年	月	日
4 練習指監	年	月	日
5 文書送達願否 要（学校に預ける）（その他）	年	月	日

備考 10日前までに1部提出すること。

様式第8号（第16条関係）

令和	年	月	日
吳市教育委員会様			
名	学校長 氏		
休業届	吳市立		
次のとおり、（ ）休業を実施したいので届け出ます。			
1 斯間	年	月	日から
	年	月	日まで
2 年間通算期間	年	月	日間
3 事由及び実施計画	年	月	日間

令和 年 月 日		吳市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定により、令和 年 度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。					
1 教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画		2 授業時間					
区 分	年 間	授 楽 時 数					備 考
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	
国 級	語	()	()	()	()	()	
社 会	会						
算 数	数						
理 理	科						
生 活	活						
音 楽	楽						
國 画	工 作						
家 体	體						
特 别 の 教 科	遠 徒						
外 國 語	活 動						
総 合 的 な 学 習 の 時 間							
特 別 行 動	活 動	—()	—()	—()	—()	—()	—()
児 童 金 活 動		—()	—()	—()	—()	—()	—()
ク ラ ブ 活 動		—()	—()	—()	—()	—()	—()
機 械 式 的 行 動		—()	—()	—()	—()	—()	—()
文 化 的 行 事		—()	—()	—()	—()	—()	—()
校 姉妹安全・体育的行 事		—()	—()	—()	—()	—()	—()
活 行 遊 戲・器具箱活動的行 事		—()	—()	—()	—()	—()	—()
動 事 勤労生産・奉仕的行 事		—()	—()	—()	—()	—()	—()
計		()	()	()	()	()	()

備考

- 1 國語の解の()について、毛筆を使用する書寫の楷書を内数で記入すること。
- 2 体言の解の()については、保健領域の略語を内数で記入すること。
- 3 別別活用のうち、児童会活動、クラブ活動及び学級行事に充てる授業時数は、() 内に記入すること。
- 4 教科書部数の変更に際する届出は、この様式に準じて作成すること。

名 姓
令和 年 月 日
吳市立教育委員会 横
吳市立 小学校長 氏

特別支援学級の教育課程に関する届
吳市立小中学校的管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定によ
り、令和 年度の教育課程(授業時数)を次のとおり編成するので、届け出ます。

障害種別: _____ 学年: _____

児童氏名: _____

- | |
|---|
| (1) 小学校の教育課程に「自立活動」を取り入れたもの |
| (2) 小学校の教育課程を下学年の内容に替えたもの |
| (3) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたもの |

指導内容		授業時数	年間 指導 時数	週あたり 指導 時数	交流 及び 共同 学習
教科等	指導形態				
各教科	国語	(年)			
各教科	社会	(年)			
各教科	数学	(年)			
各教科	理科	(年)			
各教科	音楽	(年)			
各教科	美術	(年)			
各教科	体育	(年)			
各教科	技術・家庭	(年)			
各教科	職業・家庭	(1), (2)の場合のみ			
各教科	職業・家庭	(3)の場合のみ			
各教科	音楽	(1), (2)の場合のみ			
各教科	生活	(1), (2)の場合のみ			
各教科	生活	(3)の場合のみ			
各教科	音楽	(年)			
各教科	図画工作	(年)			
各教科	体育	(年)			
各教科	家庭	(年)			
特別の教科	道徳				
特別活動					
総合的な学習の時間					
外国语活動					
自立活動					
	計				
	計				

※「各教科等を含わせた指導」は(3)の場合のみ記入

名 姓
令和 年 月 日
吳市立教育委員会 横
吳市立 中学校長 氏

特別支援学級の教育課程に関する届
吳市立小中学校的管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定によ
り、令和 年度の教育課程(授業時数)を次のとおり編成するので、届け出ます。

障害種別: _____

学年: _____

生徒氏名: _____

(1) 中学校の教育課程に「自立活動」を取り入れたもの
(2) 中学校の教育課程を下学年の内容に替えたもの
(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたもの

指導内容		授業時数	年間 指導 時数	週あたり 指導 時数	交流 及び 共同 学習
教科等	指導形態				
各教科	国語	(年)			
各教科	社会	(年)			
各教科	数学	(年)			
各教科	理科	(年)			
各教科	音楽	(年)			
各教科	美術	(年)			
各教科	体育	(年)			
各教科	技術・家庭	(年)			
各教科	職業・家庭	(1), (2)の場合のみ			
各教科	職業・家庭	(3)の場合のみ			
各教科	音楽	(年)			
各教科	図画工作	(年)			
各教科	体育	(年)			
各教科	家庭	(年)			
特別の教科	道徳				
特別活動					
総合的な学習の時間					
外国语活動					
自立活動					
	計				
	計				

※「各教科等を含わせた指導」は(3)の場合のみ記入

様式第11号の4（第20条関係）

様式第12号（第24条関係）

令和 年 月 日		名	
<p>吳市教育委員会様</p> <p>吳市立 教材使用申請書</p> <p>次の教材を使用したいので、承認ください。申請書の管理及び学校教育法の実施に関する規則第44条第2項の規定により、承認くださるようお願いします。</p>			
教材を使用する教科等	教材の名称	編著者名	宛行所名
購入価格	使 用 単 位 (学年学級等)	使 用 部 数	使 用 期 間
備考			

備考欄には使用に当たり検討したこと（期日及び内容等）を記入すること。

様式第15号（第26条関係）

吳市教育委員会様	吳市立	学校長 氏名	合和 年月日
修学旅行実施計画書			
次のとおり、修学旅行の実施を計画したので、報告します。			
1 旅行の目的			
2 旅行の日程 場所 月 日()～月 日() 主な行先()			
	旅 程 (時刻・行事・場所等)	宿泊場所	
第 日目			
3 参加予定児童(生徒)数			
学年	男	女	計
人	人	人	人
率%			
4 引率予定者数等			
係・分担事務	職名	人	数
		人	

5 児童(生徒)1人当たりの予定経費

費	目	金額	備考
交通費	運賃	円	
特急料金			
バス代	有料道路料金		
及び駐車料金			
宿泊費	食費	費	
見学料	入場料		
その他	その他		
(1) 利用業者名()			
(2) その他	計		

備考 実施しようとする日の3か月前までに提出すること。

年	男	女	計	在籍数	参加率
人	人	人	人	人	%

県市教育委員会様	学年	月日	合和																								
県市立	学年	月日	名																								
修学旅行承認願																											
次のとおり、修学旅行を実施したいので、承認くださるようお願いします。																											
1 旅行の目的																											
2 旅行の期間	令和 年	月 日から	日間																								
3 所在地	令和 年	月 日まで																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>月日</th> <th>発着時刻及び 利用交通工具</th> <th>着時刻及び 到着場所</th> <th>宿泊地及び旅館の 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				月日	発着時刻及び 利用交通工具	着時刻及び 到着場所	宿泊地及び旅館の 名称																				
月日	発着時刻及び 利用交通工具	着時刻及び 到着場所	宿泊地及び旅館の 名称																								
4 参加児童(生徒)数	学年	男 人	女 人	計 人	在籍 人	参加 率 %																					
5 不参加児童(生徒)数及びその理由																											
6 不参加児童(生徒)に対する旅行中の措置																											
7 引率者等																											
引率者	引率者(教師) 1人当たりの児童(生徒)数 人																										
職名	職名 姓 氏																										

8 経費等	(1) 児童(生徒) 1人当たりの経費内訳					
	交通費	宿泊費	見学・入場料	その他	合計	こづかい
	円	円	円	円	円	円
(2) 児童(生徒) 旅費納入の方法						
(3) 引率者の旅費支給額						
9 旅行の準備及び計画	(1) 計画並びに指導の事前日程表					
	(2) 指導のための事前指置					
10 事故防止、衛生管理等について引率者のるべき措置	(1) 乗物についての措置 (2) 旅情における措置 (3) 保健所等との連絡 (4) その他必要な措置					
	11 旅行終了後の反省及び評価の方法					
	12 その他指導のため必要な事項					
備考 旅行のしおりを添付して15日前までに2部提出すること。						

様式第17号（第26条関係）

令和 年 月 日	名
吳市教育委員会 様	吳市立 学校長 氏
<p>（宿泊行事名）承認願</p> <p>次のとおり、（宿泊行事名）を実施したいので、承認くださるようお願いします。</p> <p>（様式第14号に同じ）</p>	

備考 1 必要に応じ指導計画を添付すること。
 2 実施しようとする日の15日前までに2部提出すること。

様式第18号（第28条関係）

令和 年 月 日	名																		
吳市教育委員会 様	吳市立 学校長 氏																		
<p>原学年留め児童（生徒）報告書</p> <p>次の児童（生徒）を原学年留めとしたので報告します。</p> <table border="1"> <tr> <th>学年</th> <th>氏</th> <th>名</th> <th>生年月日</th> <th>事由</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		学年	氏	名	生年月日	事由	備考												
学年	氏	名	生年月日	事由	備考														

令和 年 月 日	吳市立 学校長 氏名
吳市教育委員会様	
感染症による出席報告書	
学校保健安全法施行令第7条の規定により、次のとおり出席停止の状況を報告します。	
1 氏 名 年 組 氏名	2 出席停止の期間 令和 年 月 日から医師により登校しても差し支えない」と診断される日まで
3 出席停止の理由 次の感染症に罹患、り患の疑い又はおそれがあるため 病名（ ）	
(注) 出席停止の理由（病名）については、かかる範囲で記入してください。	

印	第 号
卒業証書	
校印	
平成（令和）年 月 日生	
小（中）学校の全課程を修了したことを證する	
令和 年 月 日	名 国
広島県吳市立	学校長 氏

備考 生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成（令和） 年 月 日生」と読み替えるものとし、住
月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとする。
民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

様式第21号（第43条関係）

令和 年 月 日	吳市教育委員会様 感 染 症 発 生 報 告 書
1 患者・氏名	吳市立 学校長 氏 名
2 病名	
3 発病年月日	
4 診断決定月日	
5 治療経路	
6 患者の病状	
7 事後措置	

次のとおり、感染症が発生したので、報告します。

様式第22号（第43条関係）

令和 年 月 日	吳市教育委員会様 感 染 症 治 療 報 告 書
1 患者・氏名	吳市立 学校長 氏 名
2 病名	
3 発病年月日	
4 治療年月日	
5 登校（出勤）開始年月日	

次のとおり、感染症患者については、次のとおり
治癒したので、報告します。

参考 治癒報告は学校保健安全法施行規則第18条第1項第1号に規定する第1種の場合はのみ報告すること。

令和 年 月 日	吳市教育委員会懐	吳市立	学校長 氏 名
	児童（生徒・職員）死亡報告		
次のとおり、児童（生徒・職員）が死亡したので、報告します。			
1 死亡者学年（職名）氏名	2 死亡年月日	3 死亡の原因（病名等）	4 遺族（保護者）現住所、氏名、統稱

令和 年 月 日	吳市教育委員会懐	吳市立	学校長 氏 名
	事故発生報告		
次のとおり、事故が発生したので、報告します。			
1 事故の種類	2 該当学年（職名）氏名	3 事故発生の日時	4 事故発生の場所
5 状況	6 指置		

備考 第2項は必要な場合のみ記入すること。

令和 年 月 日	吳市立 学校長 氏 名
吳市教育委員会備 考	
事故が発生したので、報告します。	
次のとおり、事故が発生したので、報告します。	
1 事故の種類	2 事故の原因
3 事故発生後の状況	4 事故発生時の状況
5 事故発生時の状況	6 事故発生時の状況
7 事故発生時の状況	8 事故の概要
9 事故発生時の状況	10 事故発生時の状況
11 事故発生時の状況	12 反省と今後の指導対策

備考 1 2部提出すること。
2 必要に応じて添付書を2部添付すること（1部は写しで可）。

備考 1 事故は、加害、被害とも報告すること。

2 報告内容は、できるだけわかりやすくすること。

3 事故発生の場合は、まず電話でこの報告書に郵便で報告すること。

4 報告用紙はA4判縦型とし、1部提出すること。

5 交通事故及び水難事故の場合には、「10児童・生徒の性格、家庭環境、交友関係、学習成績、出席状況等」欄の記載は要しない。

6 生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成（令和）年
月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとする。
とし、住民票の生年月日の記載方式により記載

令和 年 月 日	吳市立 学校長 氏 名
児童・生徒事故報告	
次のとおり、事故が発生したので、報告します。	
1 事故の種別	交通、水難、傷害、窃盗、その他（ ）。
2 児童・生徒	第 学年、氏名 (男、女) 生年月日：平成（令和）年 月 日生（歳）
3 事故の種類・程度	加害・被害、死亡・負傷 負傷名・負傷の程度（ ）
4 事故発生年月日・時刻	令和 年 月 日（ ）時 分
5 事故発生の場所	(必要な時は図面を添付すること)
6 事故発生の場合	登校中、下校中・その他（ ）
7 事故発生の原因	
8 事故の概要	
9 事故発生後の状況	
10 児童・生徒の性格、家庭環境、交友関係、学習成績、出席状況等	
11 当該児童・生徒に対する措置 これまでの取組	
12 反省と今後の指導対策	

備考 1 事故は、加害、被害とも報告すること。
2 報告内容は、できるだけわかりやすくすること。
3 事故発生の場合は、まず電話でこの報告書に郵便で報告すること。
4 報告用紙はA4判縦型とし、1部提出すること。
5 交通事故及び水難事故の場合には、「10児童・生徒の性格、家庭環境、交友関係、学習成績、出席状況等」欄の記載は要しない。

6 生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成（令和）年
月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとする。
とし、住民票の生年月日の記載方式により記載

教議第15号

呉市立学校教職員服務規程及び呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

呉市立学校教職員服務規程及び呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市立学校教職員服務規程及び呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

(呉市立学校教職員服務規程の一部改正)

第1条 呉市立学校教職員服務規程（昭和32年呉市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

・ 様式第1号から様式第4号まで、様式第6号、様式第6号の2、様式第7号の2及び様式第9号から様式第14号までの規定中「平成」を「令和」に改める。

様式第8号中

「

請求年月日
平成 年 月 日

」を「

請求年月日
令和 年 月 日

」に,

「

生年月日
平成 年 月 日

」を「

生年月日
平成 令和 年 月 日

」に,

「

自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

」を「

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

」に改める。

様式第8号の2中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に,

「

生年月日
平成 年 月 日

」を「

生年月日
平成 令和 年 月 日

」に,

「

自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

」を「

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

」に改める。

(呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部改正)

第2条 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令（平成29年呉市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号までの規定中

「
昭和 年月日
平成」

を

「
昭和 年月日
平成 年月日
令和」

に改める。

別記様式第6号中「平成」を「令和」に改める。

付 則

この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

(提案理由)

元号を改める政令の公布に伴い、平成31年5月1日から「平成」の元号が新たな元号である「令和」に改められることから、関係規程等について所要の規定の整備等を行うため、この訓令案を提出する。

議案資料 呉市立学校教職員服務規程及び吳市立吳高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行により、天皇は平成31年4月30日限りで退位され、平成31年5月1日に皇嗣が即位されることに伴い、元号を改める政令（平成31年政令第143号）が公布され、平成31年5月1日から「平成」の元号が新たな元号である「令和」に改められるため、関係規程等について所要の規定の整備等を行います。

2 改正の内容

(1) 呉市立学校教職員服務規程の一部改正

様式に表記されている元号である「平成」を「令和」に改めます。ただし、生年月日を規定する部分は「平成」に「令和」を追加し、縦に並べて表記します。

(2) 呉市立吳高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部改正

様式に表記されている元号である「平成」を「令和」に改めます。ただし、生年月日を規定する部分は「昭和、平成」に「令和」を追加し、縦に並べて表記します。

3 施行期日

平成31年5月1日

着任年月日	延任期日	承認年月日	監査年月日
登			
学校名	職名	氏名	名印
1 登合年月日	2 許令受領年月日	3 着任期日	4 延期の理由

備考
 1 2部提出のこと。
 2 校長は委員会へ、その他の職員は校長へ提出のこと。

氏名	変更届	令和 年月日
登		
学校名	職名	名印
1 氏名	2 新氏名	3 変定期日
田 氏名	新 氏名	令和 年月日
4 変更理由	上記のとおり相違ないことを()によつて確認した。	

令和 年月日
学校名
職名 氏
名印

吳市立 学校長 氏
名印

備考 1 變定期日は、戸籍面のとおりとすること。
 2 1部提出のこと。

様式第3号（第6条関係）

年次有給休暇届		令和	年月日
吳市教育委員会		吳市立学校長 氏	
理由	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	名印
期間	日間		

- 備考 1 1部提出のこと。
 2 休暇票にも記入のこと。
 3 校長印は私印のこと。
 4 診断書その他当該休暇の必要を証明する書類を添えること。

様式第4号（第6条関係）

特別休暇承認申請書		令和	年月日
吳市教育委員会		吳市立学校長 氏	
理由	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	名印
期間	日間		

- 備考 1 2部提出のこと。
 2 休暇票にも記入のこと。
 3 校長印は私印のこと。
 4 診断書その他当該休暇の必要を証明する書類を添えること。

介護休暇承認(取消)申請書
(第1号介護休暇用)

卷之三

陝西教育委員會

四

11

(第2号介護休暇を受けたことがある場合は下欄に記入すること。)

| 年月日 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 自至 | 年月日 |
| 自至 | 年月日 |
| 自至 | 年月日 |

備考 事由を確認することのできる証明書類（診断書など）を添付すること。

第6章 第6条関係

假
本
(介護時間用)

様式第8号(第6条関係)

卷之三

吳市立 學校長 氏名

請求の 期間等 自 至	期 間			時 間			月日数 月 日	新規取扱 変更	
	年	月	日	時	分	分			
			□ 毎日 (その他)	時	時	時			
直継する3年の期間									年 月 日から 年 月 日まで
氏 名	病 院	同・別居	同居	別居				要介護者の状態及び具体的な介護の内容(変更の際合、その事由)	
								介護が必要となつた時期 年 月 日	

10)	伊 丹 伸	介護専門の承認を取り消された時間
-----	-------	------------------

卷之三

時 分 分 時

時 分~ 時 分~

卷之三

卷之三

分 分 分 分 分

時 分 分

分~解~

卷之三

分 分 時 時 分 分 時 時

時 分~ 分~

時 分~ 分 分

樣式第8号（第6条關係）

卷四

日 月 年

校 長 教 職

令和
自

100

備考

備考 1 請求に係る子の氏名、請求者との親族等及び生年月日を記明する旨、(主たる又は次第の者)

2 隆日ににより請求時間が異なる場合には、それぞれ備考欄に記入すること。

(裏面) の取消欄に記入すること。

休暇

晏陽市教育委員會

※ 管理員とは、出典権限要件3(1)に規定する「管理員」をいう。

備考 1 請求に係る子の氏名、請求者との親類等及び年月日を証明する書類（住民票又は保険者証）

はここに止まり、そこでこの問題が異なる場合には、それを他の備考欄に記入すること。

様式第9号(第8条、第9条関係)

樣式第10号(第9集) (美術)

職務専念義務免除		承認願	
普通研修		長期研修	
長期間		短期	
年月日		年月日	
事由 (目的)		内容	
期 間		時 段	
令和 令和		午前 午後	
年 月 日から		年 月 日まで	
学校名		会員登録	
職氏名		④	
奥行教育委員会 謹啟			

備考 2部提出のこと。

普通研修承認簿

令和 年 月 日提出

校長	教頭			事務担当者	出勤簿印
研修年月 令和 令和	研修期間 年月日 年月日	時間 分から 時 分まで	間数	職式名印 印	
研修場所					
研修目的					
研修内容及び 研修計画					

(注) 研修内容及び研修計画については、研修内容が把握できるよう具体的に記載すること。

機式第11号(第9条關係)

様式第12号（第10条關係）

研修報告書		年月日
学校名	会員	④
職氏名		
研修期間	令和 年月 令和 年月	日から 日まで
研修場所		
研修目的		
研修報告		
(注) 研修報告については、研修内容が把握できるよう具体的に記載し、関係書類を添付すること。		

(注) 研修報告については、研修内容が把握できるよう具体的に記載し、関係書類を添付する。

様式第12号（第10条關係）

吳市教育委員會	獎	務	務	期	日	經
吳市立	年	年	年	月	日	日
學校長	令和	令和	令和	自	至	間
氏				務	務	務
				地	地	地
				用	用	用
				期	期	期
				日	日	日
				經	經	經
				名	名	名
				題	題	題
				頒	頒	頒
				認	認	認
				承	承	承
				出	出	出
				張	張	張
				頒	頒	頒
				令和	令和	令和

備考 1 日程は出発から帰任まで具体的に記入のこと。
2 2部提出のこと。

様式第3号（第11条関係）

旅	行	属	令和	年	月	日
学校名	職名	姓	氏	名	印	
理由	期 間	自 令和	至 令和	年	月	日
旅行先	日 間	日				
旅行中の連絡先						

様式第14号（第12条関係）

旅	行	属	令和	年	月	日
学校名	職名	姓	氏	名	印	
職場（事業）名	所	勤務（業務）内容	令和	年	月	日
期 間	自 令和	至 令和	年	月	日	
報酬（収入）額						
備考	1	2	3	4	5	6
	2 部提出のこと。					
	2 勤務時間表その他の必要な書類を添えること。					

別記様式第1号（第8条関係）

能力評価書（校長用）定期・特別

吳市教育委員会 印

所 属	吳市立吳高等学校
通し番号	

職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	満年齢
	職員番号			
校長		男・女	昭和 平成 年月日	年月 令和

勤務成績

評価期間： 年月日～ 年月日

評価項目	能力		実績		意欲		特記事項
	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	
学校経営							
学校管理運営							
教職員人事管理							

総評(換算点) /180)

総合評価(絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
						【病休及び休職期間等】 (~)

別記様式第2号（第8条関係）

能力評価書（教頭用）定期・特別

吳市教育委員会 印

所 属	吳市立吳高等学校
通し番号	

職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	満年齢
	職員番号			
教頭		男・女	昭和 平成 年月日	年月 令和

一次評価者 印

勤務成績

評価期間： 年月日～ 年月日

評価項目	能力		実績		意欲		特記事項
	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	
学校管理運営							
校長補佐							
教職員指導							

総評(換算点) /180)

校長所見						
総合評価(絶対)	S	A	B	C	D	総合所見 【病休及び休職期間等】 (~)

別記様式第3号(第8条関係)

能力評価書(教諭用) 定期・特別

所 属	吳市立吳高等学校
通し番号	

職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	満年齢
	職員番号			
		男・女	昭和 平成 年月日 令和	年月

一次評価者 印
二次評価者 印

勤務成績

評価期間: 年月日～年月日

評価項目	能力		実績		意欲		特記事項	
	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価者	二次評価者
学習指導	拂							
生徒指導等								
学級経営・その他								

総評(換算点 /180)

総合評価(絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
						[病休及び休職期間等] (~)

別記様式第4号(第8条関係)

能力評価書(養護教諭用) 定期・特別

所 属	吳市立吳高等学校
通し番号	

職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	満年齢
	職員番号			
		男・女	昭和 平成 年月日 令和	年月

一次評価者 印
二次評価者 印

勤務成績

評価期間: 年月日～年月日

評価項目	能力		実績		意欲		特記事項	
	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価者	二次評価者
保健管理								
保健に関する指導								
保健宣伝								

総評(換算点 /180)

総合評価(絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
						[病休及び休職期間等] (~)

別記様式第5号(第8条関係)

能力評価書(実習助手用) 定期・特別

所 属	吳市立吳高等学校
通し番号	番

職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	満年齢
		男・女	昭和 平成 令和 年月日	年月

一次評価者 印
二次評価者 印

勤務成績:

評価期間: 年月日 ~ 年月日

評価項目	能力 素質 意欲						特記事項	
	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価者	二次評価者
実験・実習等								
分掌処理・その他								

総評(換算点 /180)

総合評価(絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
【病休及び休職期間等】 ()						

別記様式第6号(第12条関係)

令和 年度業績評価(自己申告)書

所属	氏名	職名	学年(主任)・担当学科・教科名	年級	級	在籍年数	年月
(所属における組織のうち「年間目標」と関連する事項)							

頁	年間目標	達成の手立て (上半期)	上半期評価(9月30日時点)					達成の手立て (下半期)	下半期評価				
			既存記入欄	評価記入欄	既存内容について の自己評価	達成度 評価	プロセス 評価		既存記入欄	評価記入欄	既存内容について の自己評価	達成度 評価	プロセス 評価
1	(修正)	(追加・修正)						(追加・修正)					
2	(修正)	(追加・修正)						(追加・修正)					
3	(修正)	(追加・修正)						(追加・修正)					

【指導・助言欄】

5. (既存記入欄)

○自己反省や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

○自己反省や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

○自己反省や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

○自己反省や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

○自己反省や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

6. (評価記入欄)

実現のための具体的な行動計画について自分自身で既存の意見や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

既存の意見や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

既存の意見や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

既存の意見や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

既存の意見や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

7. (既存記入欄)

○他人に対する助言やアドバイスをしており、自分の意見を尊重してもらっている。

○他人に対する助言やアドバイスをしており、自分の意見を尊重してもらっている。

○他人に対する助言やアドバイスをしており、自分の意見を尊重してもらっている。

○他人に対する助言やアドバイスをしており、自分の意見を尊重してもらっている。

○他人に対する助言やアドバイスをしており、自分の意見を尊重してもらっている。

8. 上半期
総合評価下半期
総合評価

【自由記述欄】

9. (既存記入欄)

○自己反省や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

○自己反省や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

10. (評価記入欄)

既存の意見や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

既存の意見や他者の意見をもとに、自ら自己成長を図る意気込みがある。

11. (既存記入欄)

○他人に対する助言やアドバイスをしており、自分の意見を尊重してもらっている。

○他人に対する助言やアドバイスをしており、自分の意見を尊重してもらっている。

12. 上半期
総合評価下半期
総合評価

注 用法の大まかは、日本工業規格A4判とする。

教議第16号

呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令

呉市教科用図書の採択に関する規程（昭和60年呉市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(小・中学校の採択の方針及び手順) 第3条 採択に当たっては、無償措置法第13条第1項の規定によるほか、学習指導要領に基づき呉市の実状に即するよう考慮するとともに次の手順によるものとする。 (1)～(3) 略 (4) 教育長は、教育委員会事務局において選定委員会の報告を検討し、採択は、教育委員会の会議の議決を経て行う。この場合においては、報告を基にすべての教科用図書について審議するものとする。	(小・中学校の採択の方針及び手順) 第3条 採択に当たっては、無償措置法第13条第1項の規定によるほか、学習指導要領に基づき呉市の実状に即するよう考慮するとともに次の手順によるものとする。 (1)～(3) 略 (4) 教育長は、選定委員会の報告を受けた後、教育委員会の会議に付議するため、当該会議を招集する。
(選定委員会の委員) 第5条 選定委員会は、次項において定める委員をもって組織する。 2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。 (調査・研究委員会の委員) 第9条 調査・研究委員会は、教科用図書の発行種目ごとに8名以内の委員をもって組織する。 2 調査・研究委員会の委員（以下「調査・研究委員」という。）は、校長、教	(選定委員会の委員) 第5条 選定委員会は、次項において定める委員をもって組織する。 2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (調査・研究委員会の委員) 第9条 調査・研究委員会は、教科用図書の発行種目ごとに8名以内の委員をもって組織する。 2 調査・研究委員会の委員（以下「調査・研究委員」という。）は、校長、教

頭，主幹教諭，指導教諭及び教諭並びに
指導主事の中から，教育委員会が任命す
る。ただし，選定委員と重複することは
できない。

3 略

4 調査・研究委員の任期は，任命の日の
属する年度の8月31日までとする。

5 略

頭，主幹教諭，指導教諭及び教諭の中か
ら，教育委員会が委嘱する。ただし，選
定委員と重複することはできない。

3 略

4 調査・研究委員の任期は，委嘱の日の
属する年度の8月31日までとする。

5 略

付 則

この訓令は，令達の日から施行する。

(提案理由)

教科用図書の採択に係る手続の適正を確保するための規定の整備を行うため，
この訓令案を提出する。

議案資料 呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

教科用図書の採択に係る手続の適正を確保するため、調査・研究委員会の委員に指導主事を任命しないこととするなど、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 選定委員会の報告を受けた後の手順

選定委員会の報告を受けた後の手順を分かりやすくするため、第3条第4号に規定する内容を同条第4号と同条第5号に分けます。

(2) 選定委員会及び調査・研究委員会の委員

選定委員会の委員については、既に指導主事を任命しないこととしておりますが、調査・研究委員会の委員についても指導主事を任命しないこととするため、第5条第2項、第9条第2項及び第9条第4項の規定を整備します。

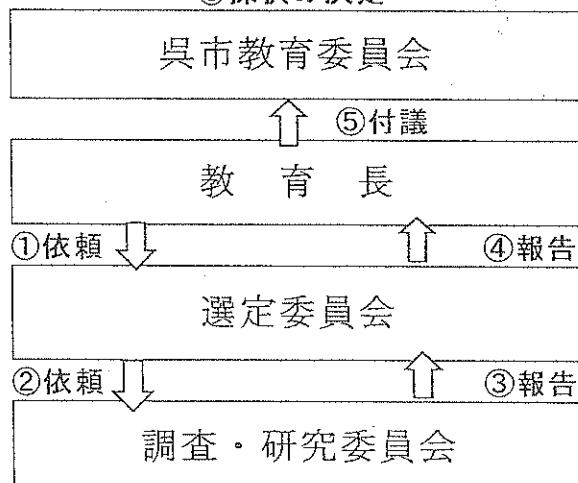
3 施行期日

令達の日から

4 参考

教科用図書採択の手順

⑥採択の決定



(小学校の場合)

選定委員会構成メンバー

- ・呉市小学校長会長 1名
- ・保護者代表 2名及び学識経験者 1名
- ・呉市立小学校教育研究会に属する教科部会、道徳部会及び外国語活動部会を代表する校長 11名

調査・研究委員会構成メンバー

- ・調査・研究委員会は 13 種目で構成（国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、特別の教科 道徳、外国語活動）
- ・各種目、呉市立小・中学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の中から 8 名以内

教議第17号

呉市重要文化財の指定について（財崎神社本殿）

1 名 称 財崎神社本殿（桂濱神社の御旅所）

2 員 数 1棟

3 指定種別 呉市指定有形文化財

4 所 在 地 呉市倉橋町426番地2

5 申 請 者 桂濱神社宮司 原 盛秀

6 材質・寸法

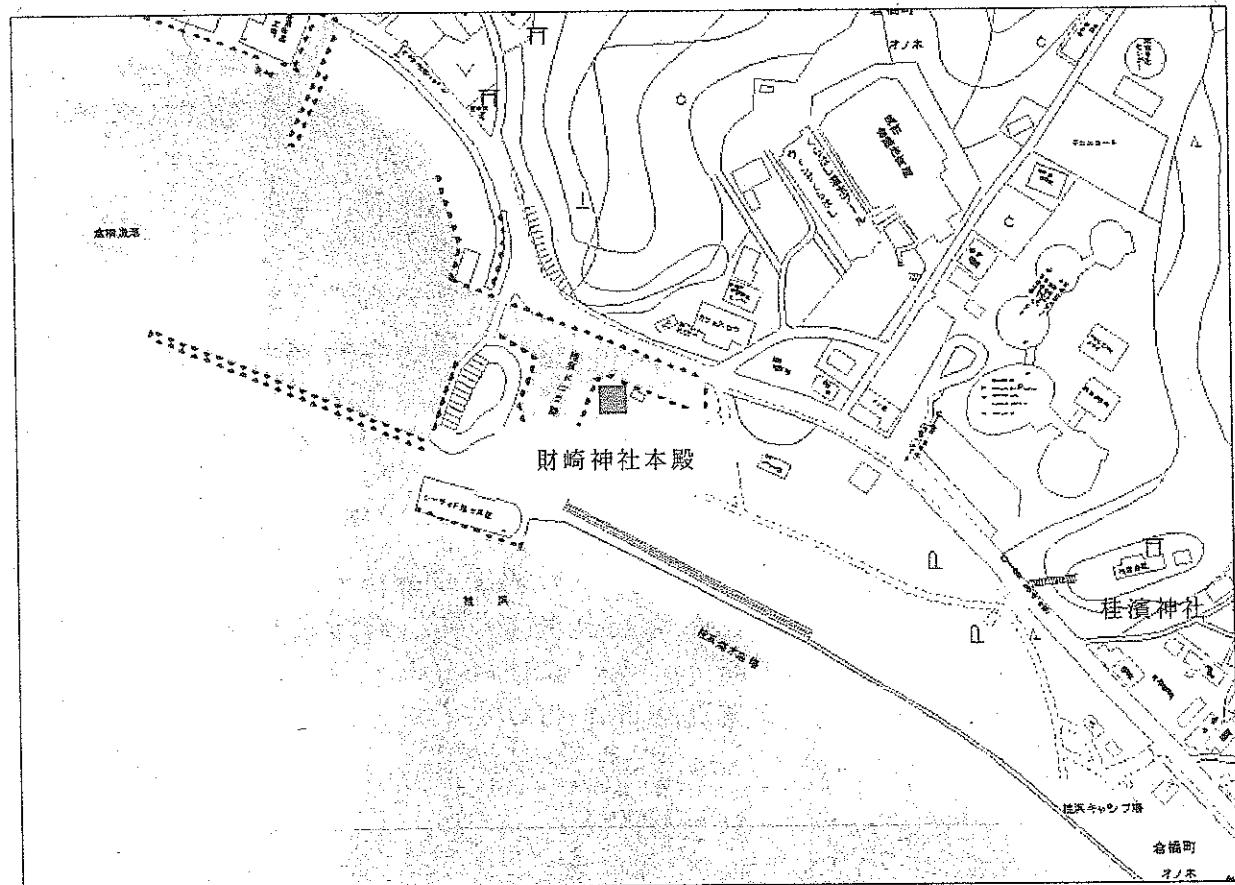
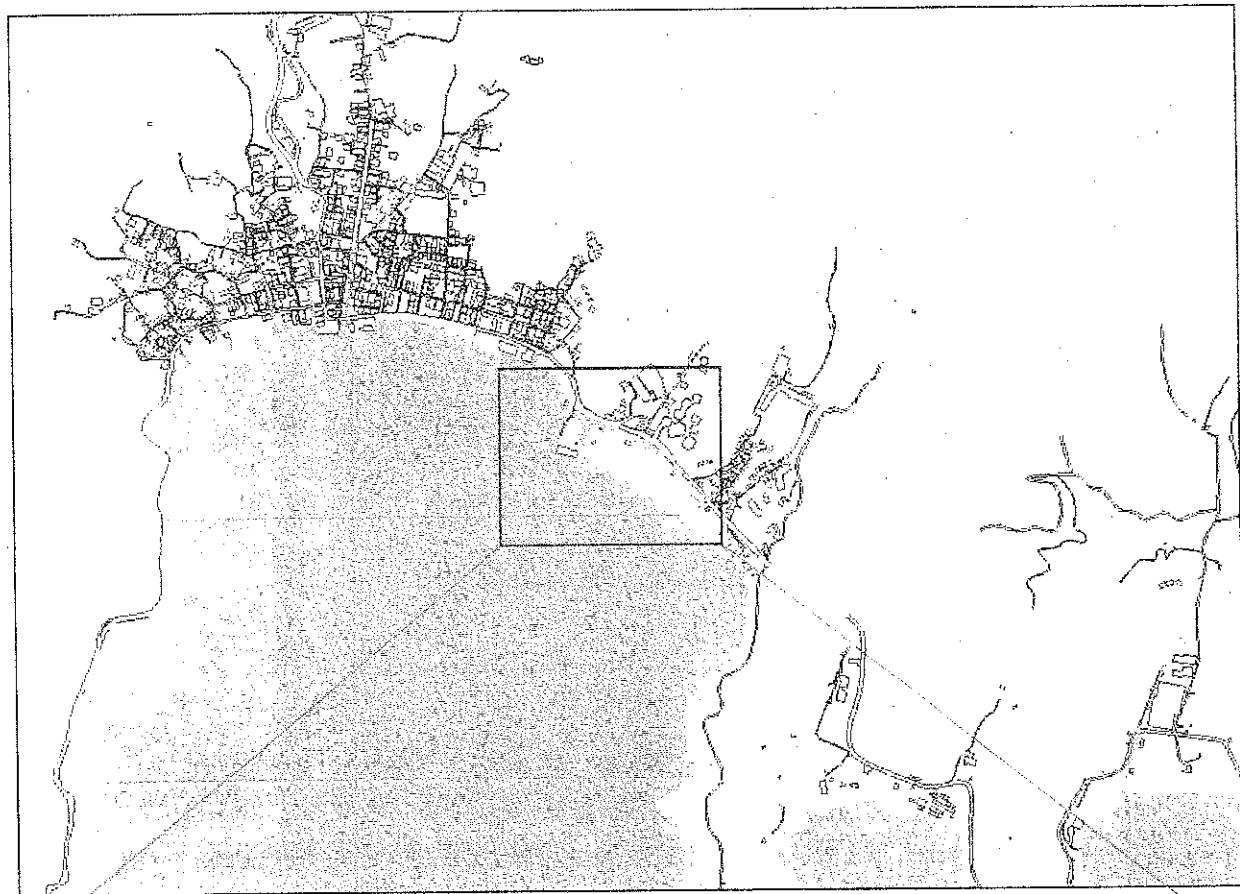
7 概 要 財崎神社本殿は、木造、1間社入母屋造平入り、向拝唐破風付、銅板葺きの社殿である。建立は明治3（1870）年である。以来150年と比較的新しい建物であるが、棟札により、13代目向飫肥藩主伊東左京大夫の発願になるものであることが知られる。

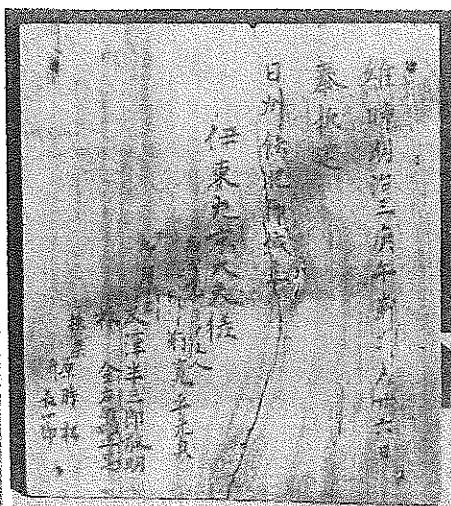
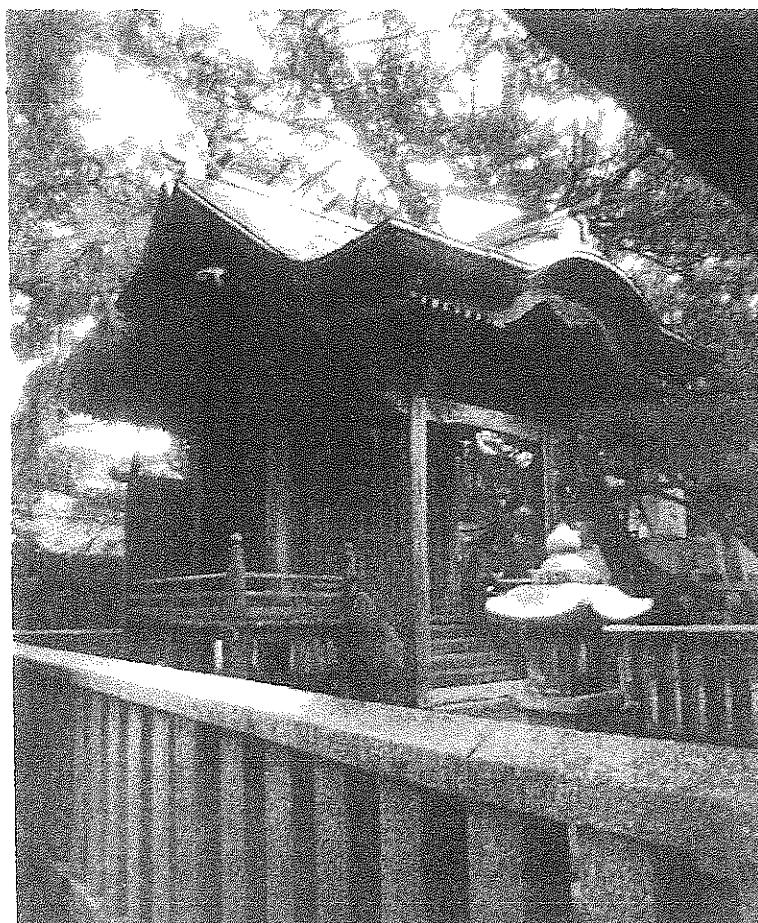
同社殿の様式は、江戸時代末期の様式の流れをくむものであるが、形式的には、土地の文化に根ざした立ちの高い形式を持つものである。

財崎神社の立地する桂浜地区は、近世において造船業で栄えた地域であり、中国地方のみならず広く四国、九州の諸藩からも注文を受けていたことが知られている。棟札に御用達と記された友澤半三郎敬明は、桂浜の才ノ木において造船業を営んでいた友澤家のものと思われるが、明治初年に、伊東左京大夫から発注された興隆丸の造船に取り掛かっている。

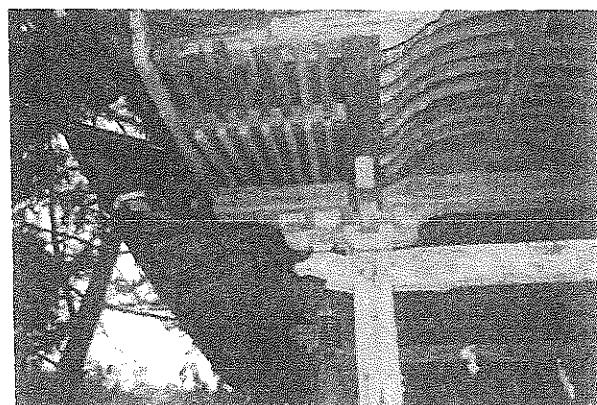
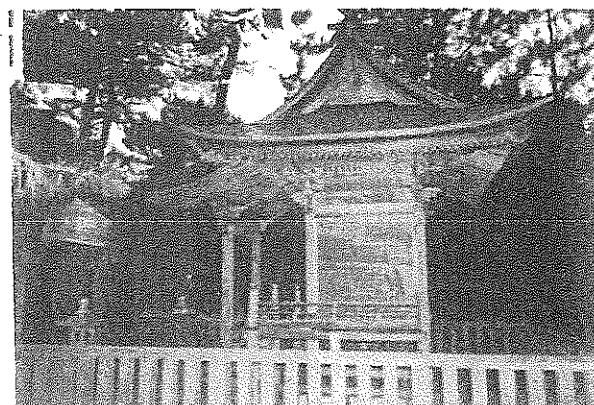
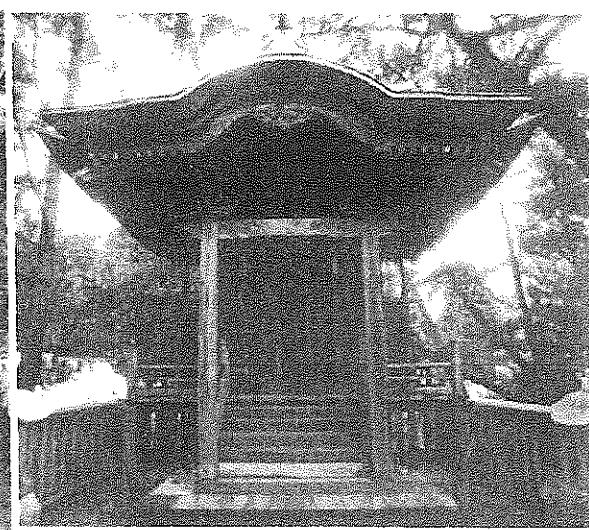
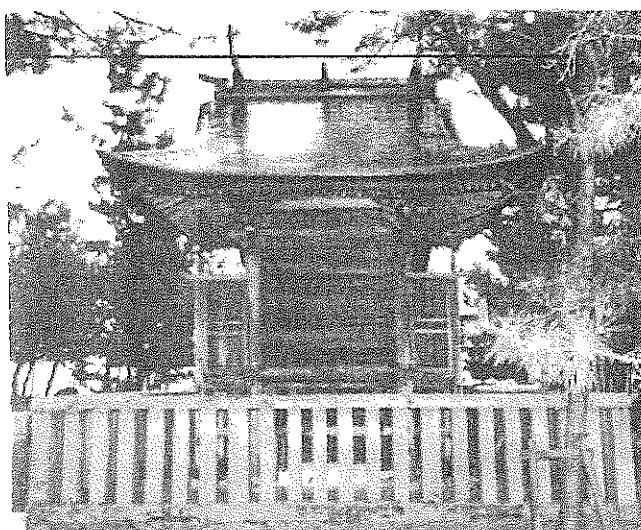
8 指定理由

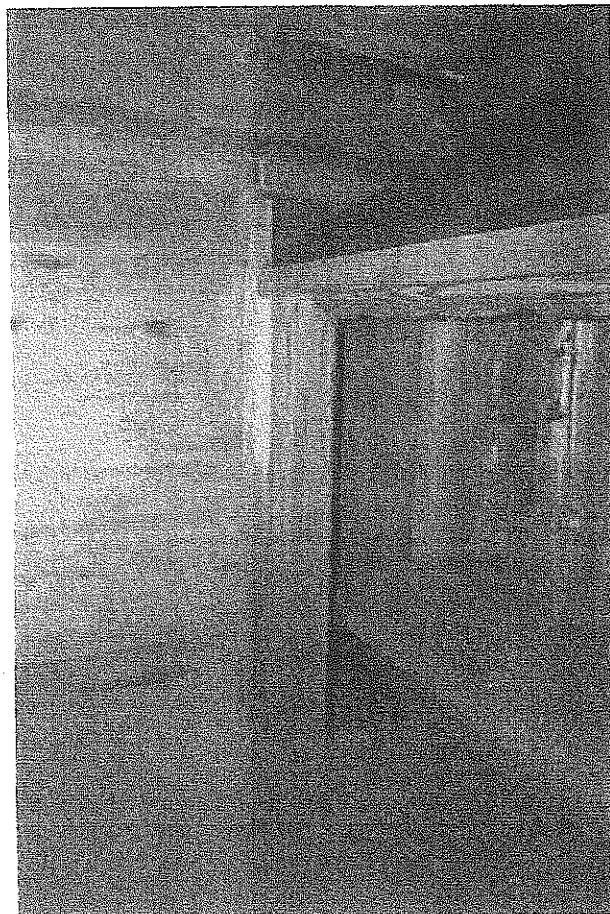
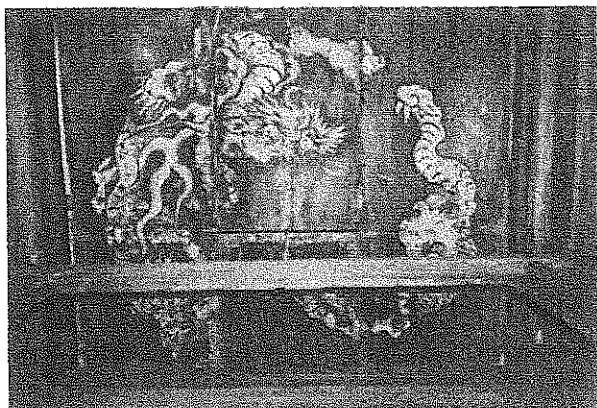
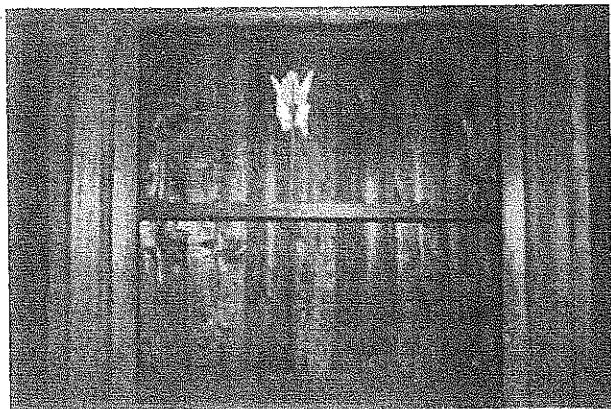
当該社殿は、かつて栄えた桂浜地区の造船業を記念するものであることのみならず、この地区が、近世における我が国海運の重要な拠点であったことを示す記念碑として、貴重なものでありますので呉市重要文化財に指定する。





明治3(1870)年 棟札
「明治三庚午歲
奉新建
日州飫肥御城主 伊東左京大夫
御用達 友澤半三郎敬明」
等の記名が見えている。





身舎内部の天井面には、全体に龍が描かれている。

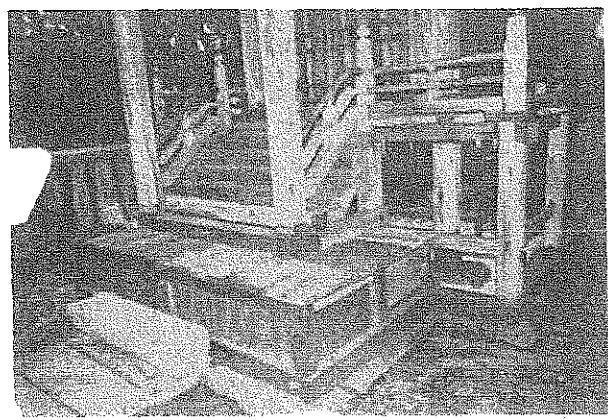
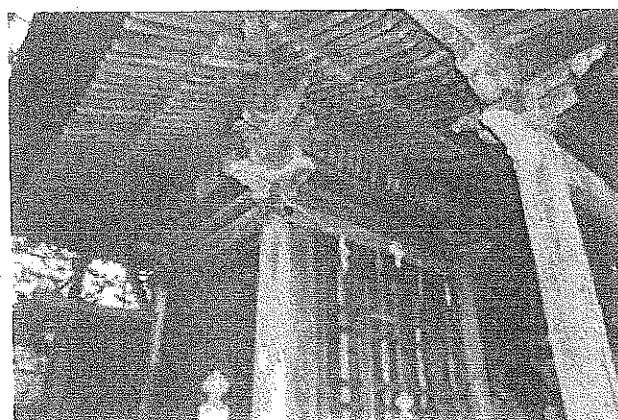
画の筆者は前報のとおり「堀尾守邦」であるが、守邦についての詳細は、不明である。

修理前の内陣には、祭壇を区画するための間仕切りが、設けられていたが、これが、天井画を分断するような形で設けられていたため、内部の一体感を損ねていただけではなく、天井画に接する部分では、これを著しく傷める結果になっていた。

天井画に残る圧痕が、それである。

今般の修理においては、天井画の損傷を防ぎ、内部の一体感を再生するように、間仕切りの内法より上部の下がり壁を撤去し、下部のみを残している。

これは、後補のものであれ、内陣部を区画しようとする意図があったことを尊重しようとしたものである。



教議第18号

呉市重要文化財の指定について（多賀雄神社の社叢）

- 1 名 称 多賀雄神社の社叢
- 2 員 数
- 3 指定種別 呉市指定天然記念物
- 4 所 在 地 呉市苗代町（多賀雄神社境内地）
- 5 申 請 者 苗代自治会長 原田 武典
- 6 材質・寸法
- 7 概 要 近年、苗代町においても森林の伐採と牛馬の飼育のため、地域の植物群落は主に貧弱なアカマツ二次林と草地になっていた中で、本社叢は昭和40年代にはアカマツ林に常緑広葉樹が混生する森林群落となっていた。
その後、マツ枯れによって、2000年頃には常緑広葉樹が優占する森林に変化し、現在では地域の原植生を推察できるような常緑広葉樹林に推移している。
- 8 指定理由 かつて苗代町とその周辺部に照葉樹（常緑広葉樹）からなる森林が発達していたことを示す証拠であり、森林群落の遷移は教科書的なものとなっている。
このようなすぐれた社叢は周辺地域にもほとんどみられないものでありますので呉市重要文化財に指定する。

